

提 案 の 概 要

施設名： 天白福祉会館・天白児童館

団体名： たすけあい名古屋・てんぱくプレーパークの会・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム

1 福祉会館業務

(1) 管理運営全般について

①施設管理運営の基本方針等

高齢者が福祉会館に通うことでいきいきとした、健康で明るい人生を送ることができ、魅力的な福祉会館を目指します。利用者の自主的活動や社会参加を活発にし、「自分も周りも元気に」なることを目標に活動します。

- (1) 居心地よく、気軽に利用できる場所を提供します。
- (2) 多様な企画・活動を実施し、いきいきとした人生を実現できるよう支援します。
- (3) 利用者自身が計画した活動を実現できるようサポートします。
- (4) 世代間の交流事業に取り組みます。
- (5) 災害発生時の事業継続に取り組みます。

②管理運営体制（職員配置及び人材の確保・育成計画等）

職員配置

会館運営に必要な経験・スキルを持つ者で、福祉に必要な公正さと誠実さをもって判断を行える者を配置します。

人材の確保

当該の法人職員から必要な経験・スキルをもつ適任者を選出します。適任者がいない場合は採用を行って確保します。入職後にも研修により職員として必要な知識・スキルの獲得機会を設けサービスの質を確保します。

育成計画

研修を組み合わせることで育成を図り、職員の資質向上と全体のサービス向上に取り組みます。

- ・ 定期的に「事業の基本的理解」、「防災」、「安全（防犯）」、「情報取扱」、「接遇・受付対応」について研修を行います。
- ・ 新人職員にも同様に研修を実施して育成をします。
- ・ 応急手当研修センターの救命講習を受講してAEDの使用方法を学ぶ機会を設けます。原則全職員対象に実施します。

(2) 事業運営の実施計画について

①生活相談及び健康相談

生活相談

- ・ 相談業務の経験豊富な担当者が必要に応じて随時実施します。内容を傾聴し、助言や情報提供を行います。
- ・ 解決できない問題については専門機関の窓口へ仲介し、繋ぎます。
- ・ 介護や認知症予防について、定期的に相談会を設けます。

健康相談

日常の健康で気になることを、誰でも気軽に医師に相談できる場所を提供します。

- ・ 毎月第1・3木曜日午後に高齢期の健康管理、疾病予防について嘱託医による相談を実施します。
- ・ 血圧チェックの場所をつくり、健康について誰でも気軽に立ち寄って相談できるような環境を整えます。
- ・ 相談日以外でも随時健康スタッフが不安や心配事をお聞きし、できる範囲の助言、案内を提供します。

②教養の向上及びレクリエーション等に関する事業

いきいきと充実した高齢期の実現に向けて、趣味生きがい、仲間づくりの支援に取り組んでいきます。

- ・ 20種類以上の趣味講座を実施します。講座の稽古、習熟を披露する場として、作品展や演芸大会を執り行い、利用者がいきいきと活動できることを目指します。
- ・ アンケートを実施して利用者の意見を取り入れ、多様な講座、イベント、レクリエーションを提供していきます。
- ・ 同好会の活動を支援します。人数の多い活動から少人数の集まりまで、新規開設を支援し、活動場所を提供します。
- ・ サロンや体操の自主活動を支援します。利用者が企画する活動に広報、募集協力を行い、地域の自発的な活動交流を力付けていくサポートを行います。
- ・ 「天白区民福祉のつどい（天白区民まつりと同日開催）」、「みんなの元気フェスタ」などの地域行事へ参画し、会館利用者と地域交流、世代間交流を行います。
また小学校の社会科見学や児童館との共催行事、作品展示等を通じて児童との交流を図っていきます。
- ・ 地域のボランティア、学生ボランティアの協力で演奏ステージを開催します。

③機能回復訓練の実施

年代問わず「心身の機能を維持強化」し、高齢期を健康的に、自立して過ごしていただけることを目的に実施します。体操や福祉会館に通ってもらうことにより、フレイル予防に取り組めます。

- ・ 比較的軽度なエクササイズで健康維持を目標とする方へ「やさしい健康体操」、フレイル予防のための筋力アップに「筋力アップ体操」、コグニサイズを取り入れた心身の総合的な運動として「コグニダンス運動」、音楽を取り入れた「リズム体操」といった講座を毎月2回ずつ実施します。
- ・ 他にも健康維持の講座（ヨガなど）を、それぞれ違った強弱、コンセプトで実施します。
- ・ 講座に落選しても通えるように様々な単発講座や、ボランティアの提供する朝体操を実施します。
- ・ 認知症予防リーダー、フレイル予防リーダーによるコグニサイズの体験会を年4回実施します。フレイルについて説明を行い、啓発に努めます。
- ・ 交通の不便な地域の方に向け、コミュニティセンターを利用して出張講座を企画します。

④入浴事業

- ・ 入浴を楽しんでいただくために、菖蒲湯など季節を感じるイベントを開催します。
- ・ 毎日の清掃作業、実施日には塩素濃度管理や温度管理を行い、安全で衛生的に入浴できる環境を整えます。

⑤電話相談事業

- ・ 週2回（月・木曜日の午前）、対象者への安否確認や不安・孤独感の緩和のため電話訪問を行います。
- ・ 12名の電話相談員と区役所との協力連携により、事業を行います。隔月の電話相談員会議で情報共有・意見交換を行い、必要時には区役所へ報告して対応します。

2 児童館業務

(1) 管理運営全般について

①施設管理運営の基本方針等

【理念】

- 安全・安心な環境の中で、「遊ぶ」「くつろぐ」「話をする」等、自らの意思で過ごすことのできる児童館を目指します。
- 子どもの「おもい」や「やりたいこと」の実現を通して、自主性や自己肯定感を育むことのできる児童館を目指します。
- 子育て中の保護者が気軽に立ち寄ってリフレッシュし、悩みや困りごとを安心して相談できる児童館を目指します。

【基本方針】

- 1 居心地のよい居場所づくり
- 2 子どもの意見を反映した児童館運営
- 3 地域のネットワークを活用した子育て支援
- 4 自由な外遊びの機会を増やす

この基本方針のもと、施設運営や事業実施を計画的かつ効果的に行います。

②管理運営体制（職員配置及び人材の確保・育成計画等）

【職員配置】

市民感覚と人権意識、現場で必要となる知識・技術を兼ね備えた職員を配置します。

【人材の確保】



【人材の育成計画】

社会福祉協議会のスケールメリットを活かした研修や情報交換等を通じ人材育成を行います。

また、他区（他館）との合同研修、市児連・県児連・児童健全育成推進財団主催の研修にも積極的に参加し、館運営の資質向上を図ります。

<研修等実施計画>

目的	内容
情報共有	館長会、事務担当者会、各職種の連絡会、子育て支援ネットワーク連絡会
専門性の向上	こどものまち、中高生の居場所づくりなど各事業に必要な知識・スキルを習得（市児連・県児連・児童健全育成推進財団主催の研修等）
管理業務の質の向上	衛生管理者フォローアップ研修、スキルアップ研修、ソーシャルワーク研修、接遇・マナー研修、児童館職員研修、苦情相談研修、人権研修、救命救急研修、メンタルヘルス研修、ハラスメント研修

(2) 事業運営の実施計画について

①子ども育成活動

子どもは遊びを通して自らを育てます。

子どもが「やってみたい」と思う好奇心を自らの手で実現できる自由な遊びの環境をつくれます。

児童館は、家でも学校でもない地域の「居場所」の一つであり、いつでも誰でも来ることができます。

遊ぶことは、身体や心、人間関係、知性、健やかな育ちと、自分の人生を自分で手づくりする土台を築くことにつながります。子どもは自由な「遊び」の中で、喜怒哀楽などの気持ちを表現します。私たちは、そうした子どもの『声にならない声』や『気持ち』を受け止め、尊重します。

また、子どもが気持ちを表現することは、子どもの権利の土台を築くことにもつながります。なぜなら、子どもは「NO」と言えるようになって初めて「YES」が選べるようになるからです。

子どもには「力」があります。自分の気持ちを伝える経験を通して、子どもの意見が児童館運営に結び付くように努めます。

子どもにとって本当に安心な場となる居心地のよい居場所には、人の存在が不可欠であり、職員全員が子どもと平等・対等に向き合います。

②子育て支援活動

「子育ては共育ち」子どもと共におとなも学び・成長する児童館を目指します。

「子どもはやがて社会にかえすもの」、我が子であっても、子どもは親とは違う意思を持った権利の主体です。しかしながら、少子化、子育ての伝承のしづらさ、地域のつながりの希薄化、直接のコミュニケーションの減少など、子育ての環境はますます厳しくなっています。子どもが健全に育つことのできる社会は、大人にとっても健全な社会と言えます。また、子育ては子どもを育てるだけではなく、親も子どもと共に育つ大切な時間です。

子どもは、多様な関係性の中で「群れて育つ」ことが必要です。児童館運営の中では、その環境づくりに一層取り組みます。

また、不登校の親の会など、当事者が集う場を提供します。また、「ピアサポート」の場を設けるなど、一人で問題を抱える前に、つながる場を設けます。

③地域福祉促進活動

区内の関係機関や子育て支援団体と連携・協働します。

また、「屋内の児童館」、「屋外のとんぱくプレーパークの会」の強みを活かして地域の子どもを見守ります。

地域の中で活動する関係機関などと共に、子どもを守り育ていくために、「顔の見える関係」を重視します。地域のネットワークが広がることで、子どもに対して、家でも学校でもない「ナナメの関係」となる大人の存在を増やしていきます。こうした関係をつくり、悩みや困りごとを抱えた子ども、子育て世帯をそれぞれの立場で見守り、重層的に支えることができるよう努めます。

④留守家庭児童健全育成事業

名古屋市児童館における留守家庭児童健全育成事業実施要綱第 13 条第 4 項に基づき、平成 31 年 3 月 31 日 事業廃止。

3 収支計画について

①管理運営にかかる費用等

【天白福祉会館】

公共の施設であり、社会貢献を念頭に運営を行います。人件費については人材の確保とサービスの質確保、物件費については無駄を省き、有用かつ効率的な経費執行を行います。

設備の修繕・改修については、経年劣化による水管工事など予測できないこともあり、早期の発見対応を行うことで費用の節減を図ります。

令和 7 年度予算

指定管理費総額	38,548 千円
人件費	23,000 千円
物件費	14,298 千円
小規模修繕費	1,250 千円

【天白児童館】

市民の皆さまが利用する公共施設であることを念頭に置き、丁寧な利用者対応を第一義としつつ、より効率的かつ効果的な施設運営に努めます。

- 1 安定した施設運営のために専門知識・技術を持った職員を少数精鋭で配置します。
- 2 福祉会館と連携し、施設全体に関わる水管、電気、外壁等の状態を共有して、早期に発見・対応することで費用の節減を図ります。
- 3 ゴミ排出量の削減、リサイクルの推進に取り組むとともに、夏の節電対策としてグリーンカーテンの設置等を検討・実施し、環境にも配慮した取り組みを行います。

令和 7 年度予算

指定管理費総額		33,621 千円
人件費		21,338 千円
物件費	管理費	7,031 千円
	事業費	3,743 千円
小規模修繕費		1,329 千円
児童館ボランティア派遣費		180 千円

※この提案の概要は候補者になった場合、市公式ウェブサイト等で公表されます。